

一般名処方に関する取組事項

当院では、院外処方箋で発行される医薬品のうち、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足している場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

※一般名処方とは

医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ他の医薬品を選択することができるようになりますので、院外の保険薬局の在庫に応じ柔軟に調剤・交付を受けることができますようになります。